

外国特別会員表示規程

(昭和六十二年一月二十四日会規第二十九号)

改正 平成 六年一月二二日

同 一三年一〇月三一日

同 二六年一月五日

令和 三年 六月一日

(目的)

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号。以下「外国弁護士法律事務取扱法」という。)第四十七条第二項並びに外国特別会員基本規程(会規第二十五号)第三十条及び第三十二条第二項の規定に基づき、外国法事務弁護士の原資格国法(外国弁護士法律事務取扱法第二条第八号に規定する原資格国法をいう。以下同じ。)及び指定法(外国弁護士法律事務取扱法第二条第十二号に規定する指定法をいう。以下同じ。)の表示並びに所屬事業体の名称の表示に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(原資格国法及び指定法の表示)

- 1 -

第二条 外国法事務弁護士は、事務所への入口、受付その他事務所内の公衆の見やすい場所に、規則で定める様式により、原資格国法及び指定法を表示した標識を掲示しなければならない。

2 外国法事務弁護士は、業務に関し、自己の氏名を表示した名刺、用箋又は標札を使用するときは、当該名刺、用箋又は標札に、原資格国法及び指定法を表示しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、外国法事務弁護士は、業務を行うに際しては、常に原資格国の国名を表示し、かつ、その業務が指定法に関するときは、当該指定法を表示しなければならない。

4 前二項の規定による原資格国法及び指定法の表示は、原資格国の国名及び指定法に係る特定外国の国名に「法」の文字を付することをもって足りる。

(外国法事務弁護士法人等の社員の表示)

第二条の二 外国法事務弁護士法人の社員又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。)の外国法事務弁護士である社員(以下「社員」と総称する。)が前条第一項の標識を掲示するときは、規則で定める様式に従い、同項に規定する事項と併せて社員であ

- 2 -

る旨を表示しなければならない。

2 社員は、当該外国法事務弁護士法人又は共同法人の業務の執行に関し、自己の氏名を表示した名刺、用箋又は標札を使用するときは、当該名刺、用箋又は標札に、自己の原資格国法及び指定法を表示しなければならない。

3 社員は、当該外国法事務弁護士法人又は共同法人の業務を執行するに際しては、常に自己の氏名に併せて自己の原資格国の国名を表示し、かつ、その業務が自己の指定法に関するときは、当該指定法を表示しなければならない。

4 前条第四項の規定は、前二項の規定による原資格国法及び指定法の表示について準用する。

5 外国法事務弁護士法人及び共同法人は、その社員に対し、前各項の規定による表示を行わせなければならない。

(原資格国における外国弁護士の名称の表示方法)

第三条 外国法事務弁護士が外国弁護士法律事務取扱法第四十八条第一項の規定により原資格国における外国弁護士の名称を用いるときは、当該名称をそのまま原資格国の国語により表示し、又はその発音を日本語により表示し、その直前又は直後に原資格国の国名を表示するものとし、日本語で「弁護士」と表示してはなら

- 3 -

ない。

(事務所における所属事業体の表示)

第三条の二 外国法事務弁護士は、外国弁護士法律事務取扱法第四十六条第二項ただし書の規定により事務所の名称中に所属事業体の名称を使用する場合は、日本語で「法律事務所」、「弁護士事務所」又は「弁護士法人」と表示してはならない。外国弁護士法律事務取扱法第六十四条第二項において準用する同法第四十六条第二項ただし書の規定により外国法事務弁護士法人が社員の所属事業体の名称を使用する場合も、同様とする。

(所属事業体の表示)

第四条 外国法事務弁護士は、外国弁護士法律事務取扱法第四十八条第二項の規定により所属事業体の名称を使用する場合は、当該所属事業体の表示を、自己の氏名及び事務所の名称の表示と比較してより顕著なものとしてはならない。

2 前項に規定する場合においては、日本語で「法律事務所」、「弁護士事務所」又は「弁護士法人」と表示してはならない。

附 則

この規程は、理事会の定める日(昭和六十二年四月一日)

- 4 -

から施行する。

附 則（平成六年一月二二日改正）

第一条、第三条の二及び第四条の改正規定は、平成七年一月一日から施行する。

附 則（平成一三年一〇月三一日会規第四九号

弁護士法人制度創設に係る弁護士法改正に伴う外国特別会員関係会規整備に関する規程 第三条の二及び第四条改正）

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年一月二五日会規第一〇一号

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係）の整備に関する規程 第一条、第二条、第二条の二、第三条、第三条の二、第四条改正）抄

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行）

- 5 -

附 則（令和三年六月一日会規第一一五号

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係）の整備に関する規程 第一条、第二条の二、第三条、第三条の二、第四条改正）

この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行）

- 6 -